

岐阜県公報

号外(四) 平成二十八年九月一日

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

二

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同)

二

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十七号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三保健所長の部一の項第六号及び第七号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第八号中「規定により」を「規定による」に、「失そう届」を「失踪届」に改め、同項第十一号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第二十一号中「第四十六条の第二項」を「第四十六条の五第一項ただし書」に、「第二十八号まで、第三十号及び第三十一号」を「第二十六号まで、第二十九号及び第三十号」に改め、同項第二十二号及び第二十三号を削り、同項第二十四号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第二十五号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

24 法第五十四条の九第三項の規定により医療法人の定款又は寄附行為の変更を認可すること。

別表第三保健所長の部一の項第二十六号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項中第二十七号を第二十六号とし、同項第二十八号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項第二十九号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第二十八号とし、同項第三十号

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十八年九月一日

中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第二十九号とし、同項第三十一号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第三十号とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令 甲

岐阜県訓令甲第十七号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年九月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三医療整備課の表六の項部長専決事項の欄第十五号中「第三十条の四第八項」を「第三十条の四第八項及び第九項」に、「に加える」を「とみなす」に改め、同欄第二十四号を第二十九号とし、第二十三号を第二十八号とし、第二十二号を第二十七号とし、同欄第二十一号中「第五十七条第四項」を「第五十八条の二第四項（法第五十九条の二において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同号を同欄第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

26 法第六十条の三第四項（法第六十一条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の医療法人の分割の認可

別表第三医療整備課の表六の項部長専決事項の欄中第二十号を第二十四号とし、同欄第十九号中「第四十六条の三第一項ただし書」を「第四十六条の六第一項ただし書」に改め、同号を同欄第二十三号とし、同欄中第十八号を第二十号とし、同号の次に次の二号を加える。

21 法第四十六条の五第一項ただし書の理事を一人又は二人とすることの認可（申請する医療法人の主たる事務所が岐阜市にある場合に限る。）

22 法第四十六条の五第六項ただし書の管理者の一部を理事に加えないうことの認可
別表第三医療整備課の表六の項部長専決事項の欄第十七号の次に次の二号を加える。

18 法第四十二条の二第一項の社会医療法人の認定

19 法第四十二条の三第一項の医療法人の実施計画の認定

別表第三医療整備課の表六の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

30 法第六十七条の規定による弁明の機会の付与

附則

この訓令は、平成二十八年九月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十八号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年九月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所の表一の表一の項所長決裁事項の欄第七号中「第四十六条の二第一項」を「第四十六条の五第一項ただし書」に改め、「二人とする」の下に「この」を加え、同欄第十八号を次のように改める。

18 法第五十二条第二項の規定による同項に規定する書類の閲覧の実施

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所の表一の表一の項所長決裁事項の欄第十九号中「第五十条第一項」を「第五十四条の九第三項」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年九月一日から施行する。